

九州防衛局の退職者に対する表彰状に関する達

九州防衛局達第21号

改正 平成26年6月16日九州防衛局達第2号

九州防衛局の退職者に対する表彰状に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局の退職者に対する表彰状に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省において、永年にわたり職務に精励し、九州防衛局で退職する職員に対して、その在職期間における労苦に謝意を表すため、退職者表彰の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 退職者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について授与する。

- (1) 定年又は応募認定により退職する者
- (2) 依願により退職する場合で防衛省永年勤続者表彰実施基準（昭和50年7月14日付防人1第3085号）2(1)アに該当して防衛大臣の表彰を受けた者

(表彰状の授与日等)

第3条 退職者表彰は、退職の日付で行う。

- 2 退職者表彰は、別紙様式による表彰状を授与して行う。
- 3 表彰権者は、九州防衛局長（以下「局長」という。）とする。
- 4 表彰状は、局長が授与するものものとする。ただし、支局又は事務所にあっては支局長又は事務所長が伝達することができる。

(表彰の制限)

第4条 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては授与しない。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条の規定により懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者
- (2) 自衛隊法第43条第2号の規定により休職にされている者
- (3) その者の非違により退職する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、表彰状を授与することが適当でないと認められる者

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成26年九州防衛局達第2号）

この達は、平成26年6月16日から施行する。

別紙様式

表彰状

あなたは永年にわたり防衛省に勤務されその間九州防衛局に在っても卓越した識見と豊富な経験を活かしてよく職務に精励されました

このたび退職されるにあたり積年の労苦を謝しこれを表彰します

平成 年 月 日

九州防衛局長 氏名 印